

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

臨時総会開催のお知らせ
日時 平成24年12月4日(火) 午後1時~5時
場所 神奈川県民ホール大ホール
テーマ ①会名変更について
②理事者の有償制について
③その他


横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

会名変更

執行部提案は「神奈川県弁護士会」

—最終提案は臨時総会で

各理事者に月額30万円の有償制を

会名変更

9月28日午後3時から7時まで、当会会館にて会員集会所が開催され、多数の会員が集まった。テーマは、会名変更及び理事者の有償制度といういずれも重大な事項であり、熱心な議論が交わされた。

最初に木村保夫会長から会名変更の提案趣旨と理由が説明された。

提案趣旨は、平成25年4月1日から、会名を「神奈川県弁護士会」に変更するものである。

提案理由としては、①会館をリニューアルし、法律相談センターを横浜駅周辺に進出させる時期こそ、当会が神奈川県全体の弁護士会であることアピールするのに絶好の機会であること、②当会は、本部と川崎、県西、相模原、横須賀の4支部で成り立ち、本部とされる藤沢、大和などに事務所を置く会員も増えていることから、神奈川県内に事務所を置き、そこで

仕事をする弁護士全員に共通する会名がふさわしいこと、③水戸弁護士会は平成6年に茨城県弁護士会に、神戸弁護士会は平成11年に兵庫県弁護士会に、名古屋弁護士会は平成17年に愛知県弁護士会に会名変更しており、

実態にあった会名に変更するのが時代の流れであること、④会名変更は、平成13年1月と平成15年3月の2回の臨時総会で否決されているが、横浜市に事務所を置く会員以外の会員にとって仕事上の不便や都合が解消されない限り、この問題は決着済みとは言えず、また、56期以降の600人以上の会員は、過去2回の会名変更に関する臨時総会を経験していないこ

と等が説明された。

また、「神奈川県弁護士会」という会名を提案するのは、神奈川県民にとって「神奈川県に事務所のある弁護士の団体である」ことを容易に理解してもらえ名称と考えたからであることや、会名変更の時期を平成25年4月1日にするのは、法律相談センターの移転にあわせて生まれ変わった弁護士会をアピールすることも説明された。

なお、具体的にどういう会名を総会で提案するかは、本日の会員集会所での意見やメールリクエストでの意見などを聞きながら、最終決定したいとの説明があった。

理事者からの説明を受けた

け、会員から賛否についての意見が述べられたが、会場では賛成者からの意見が多かった。

賛成意見としては、依頼者や官庁等から「横浜弁護士会」は横浜に事務所を置く会員の会ではないのかと思われ、不都合があったとの支部会員からの意見や、神奈川県民に愛される弁護士会になるのだから、異議がある会員はいないのでないかといった意見があった。

また、平成25年4月1日からというのでは準備期間が短すぎ、当会事務局の負担が過大になるとの意見もあった。これに対して理事者からは、過去2回の会名変更の議論があった際に、事務局は変更についてのマニュアルを作成していること、負担が過大になることはないとの回答があった。

反対意見としては、弁護士の機能は最小限にすべきであり、これ以上弁護士会の存在が大きくなるような方向への動きは抑えるべきである

理事者の有償制度

休憩をはきんで、次に、もう一つの議題である「理事者の有償制度」の提案趣旨とその理由が、木村会長から説明された。提案趣旨は「平成25年度から、会長及び副会長に各々月額30万円の報酬を支給する」というものである。

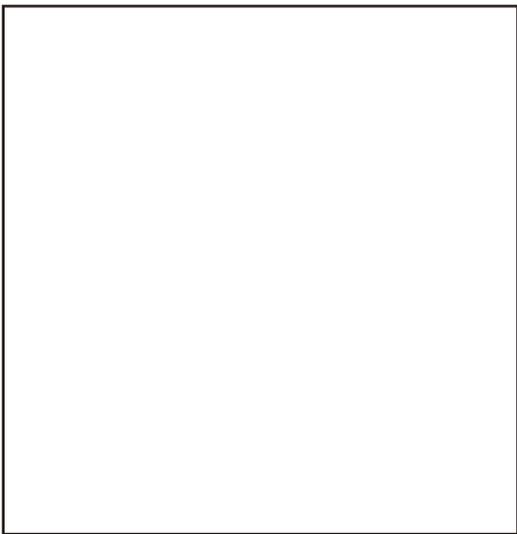
提案理由としては、①理事者の体力的・精神的負担のみならず経済的負担が、会員数の増加、会務の増大といった近年の状況下において一層顕著なものとなっていること、②近年副会長の立候補者がなかなか出揃わないような事態が続いていること、③東京三会や大阪弁護士会では既に同様の制度が実施され、他の大規模会でも検討が始まっており、当会公益活動・委員会活動等推進委員会からも、慎重な検討を経て同様の制度の提言がなされていること、④

予算的にも十分賄えること、⑤理事者業務の責任・負担の大きさに鑑みれば、同制度を導入したとしても会務無償性の原則とは矛盾しないと考えられること、等が説明された。その上で、金谷副会長から、過去5年間の当会会計状況をもとに、財政的許容性について補足説明が行われた。

集会では、賛成意見が多数を占めた。月額30万円でも少ないのではないかと、今年度の理事者の在任中から実施すべきであるといった、より積極的な意見も出されたが、他方、当会の財政事情は決して余裕があるわけではなくという観点から、財政的懸念について今後一層の説明を求める意見もあった。

また、理事者業務の負担軽減策や理事者活動費

意見を述べる勝俣豪会員



12月4日 臨時総会で採決

最後に、これらの問題は他の議案とともに12月4日の臨時総会に上程されること、同総会には約1300名に及ぶ会員全員が出席し、川崎民ホール大ホールにて開催予定であることが告知された。いずれの議案も、会員の関心が極めて高い事項であり、更に活発な議論が予想される。

機能は最小限にすべきであり、これ以上弁護士会の存在が大きくなるような方向への動きは抑えるべきである

また、理事者業務の負担軽減策や理事者活動費

山ゆり

風流とはほど遠い私でも、色づく木々を見たり、晴れ渡った空を見たりすると、何かを感じるものである。しかし、悲しいかな、それを的確に表す言葉の蓄積がない▼そんな時に思い出すのは、大学浪人時代のM先生である。先生は県立高校教諭を定年退職後、予備校で古典・漢文を教えておられた。長身でロマンズグレイ、背筋をしゃんと伸ばして笑うに講義される先生は、歌人としても有名な方だと後に聞いた▼理系クラスの私は初回だけ冷やかして授業を受けてみようと思っていたところ、他クラスから大量の聴講生が入ってきた。とても有名な先生だったのだ▼授業が始まると、とにかく先生の教養の深さ豊かさに圧倒された。例えばひとつの単語の説明でも、例文が次々と暗唱され、自然にその語感を感じることが出来るのである。最少の知識で入試を乗り切ろうと考えていた私は、膨大な知識が自分の一部になっており、それを楽しげに語られるM先生の豊かな講義に打ちのめされた▼結局、授業には入試直前まで出席した。日頃の理系科目と異なる世界に触れ、煮つまった頭がリセットされるような快感があったからである▼今でも、気持ちを的確に表す言葉が自分の中に見つけられない時、M先生なら、その答えを知っているだろうと思うのである。 (三浦 靖彦)

会員集会所

提案内容を説明する木村会長

多数の会員が集まる (発言は安藤肇会員)

第12回 原発事故損害賠償 説明会

「本来あるべき筋」を考えると

9月22日、第12回となる原発事故損害賠償説明会が当会会館で開かれた。

東京電力より財物損害基準が公表されたこともあったため、近時の説明会参加者が50名程度であったのに比し、73名もの参加者があった。

筆者は初めての参加であったが、全体説明会において印象に残ったのは、不動産賠償に関する東電の「避難指示解除後居住可能」という発想に対し、小賀坂徹氏が「戻っても良い」ということと「戻れる」ということは違うと批判を述べると、来場者の何名かが大きく頷いたことであった。東電の述べる一見もっともらしい形式論理と、避難者の方々が抱く当然とも言えるべき感情との間の大きな落差を感じた。

また、適切な情報を伝えることの重要性を改めて実感する場面もあった。例えば、建物修繕費用等の先行払いが行われているが、これまで東電の請求書に清算条項が含まれてきたことからして、避難者の中には、この先行払いの請求を行うと今後の請求ができなくなるのではないかと疑心暗鬼になり、請求を行わずにいるという人が少なくないようである。

東電の示す賠償基準、ADRの動向等々、情報が絶えず動いているため、原発損害賠償は一見特殊な理論が広がる領域のようにも思えてしまい、筆者も戸惑いを感じていたのが正直なところである。しかし、今回の説明会に参加して、情報はフォローしながらも、それに振り回されるのではなく、相当因果関係という不法行為の原則から、「本来あるべき筋」をまずは考えるべきであるということを理解できた。(会員 小林 有斗)

秘密保全法案についての集會 「知る権利」侵害の おそれを考える

9月7日、当会及び日弁連の主催で、秘密保全法案についての講演会「秘密保全法案に反対しよう〜国民の『知る権利』があぶない!〜」が当会会館にて開催された。講師には、日本ペンクラブ会員で元朝日新聞論説委員の齋田隆史氏と、当会の岩村智文会員(日弁連秘密保全法制対策本部委員)を迎えた。

昨年8月に政府の有識者会議が秘密保全法制に関する報告書を発表し、

政府はこれに基づいて、法案の国会提出を検討している。これは、報道機関の取材の自由・報道の自由のみならず、広く国民の知る権利をも制限するおそれのある非常に危険な法制度であり、当会においてもこれまで二度会員向け研修会を実施し、4月25日には法案の国会提出に反対する会長声明も発表した。今回の集會は、会員のみならず広く市民にも呼びかけて行われ、46名(うち会員27名)の参加が得られた。

齋田氏は、法律が成立すれば何が秘密とされるかわからず、マスコミの正当な取材行為までもが「特定取得行為」として処罰される懸念があることを、ユーモアたっぷりの楽しい語り口で具体的に話した。

岩村会員は、秘密保全法制とは、国が重要な情報を隠して国民を監視し、国民を管理下に置きながら異分子を排除しようとする国家の重要な核となる法制度であると看破し、縦横無尽の切り口でその危険性を語った。

講演後の質疑応答では、参加した市民から、熱心な質問や今後も弁護士会とともに法案反対に向けて闘っていきたいとの発言がなされ、市民との連帯も心強く感じた一夜であった。(会員 櫻井 みぎわ)

反貧困キャラバン 横浜シンポジウム

人間らしい生活と労働を求めて

9月17日、「反貧困全国キャラバン2012」の神奈川県でのシンポジウムが、反貧困ネットワーク神奈川県主催、当会共催、神奈川県司法書士の神奈川県副議長福田裕行氏

神奈川労働副議長福田裕行氏

会後援で当会会館にて行われた。

「反貧困全国キャラバン2012」は、7月に北海道と沖縄からスタートした。人間らしい生活と労働を求めて全国の市民がつながるために、2台のキャラバンカーが全国各地を巡り、それぞれの地域の実施主体が街頭宣伝やシンポジウム等を行っている。

神奈川県での実施は9月16日〜18日となり、初日にキャラバンカーを山梨から受け取り、その日に相模原と平塚で、2日

目午前中に関内駅前で行われ、3日目午後には横須賀で宣伝を行うとともに、2日目にシンポジウムとして貧困問題の現状についてのリーディングが行われたものである。

その内容としては、まず最低賃金裁判に取組む労働組合の担当者(福田裕行氏)から最低賃金のまやかしについての話があり、次に生活保護受給者に日々向き合う現役のケースワーカーと、路上や寿町と市民社会をつなぐ活動している寿支援者交流会の事務局

長による生活保護受給についての生々しい実態の報告があった。更には、リーマンショックで非正規切りに遭い、現在裁判で闘っている当事者からの報告、貸金業法改正問題に取組む司法書士からの署名要請などがあった。

生活保護現場の実態や貧困の現状は、現在繰り広げられているバッシングのような単純な批判で割り切れる状況ではなく、むしろより改善が必要とされる深刻なものであるということが改めてわかった。

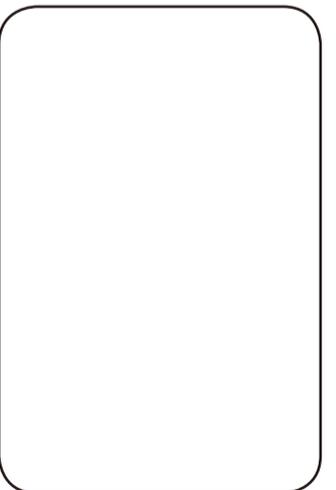
シンポジウムの参加者は53名で、うち弁護士は6名、司法書士は7名であった。(会員 西村 紀子)

●中小企業者・個人事業者対象 無料法律相談会●

もっと相談できる機会を

9月14日、当会本部及び川崎支部において、中小企業者・個人事業者対象の無料法律相談会が実施された。毎年日弁連及び各単位会が主催して全国一斉に行われる無料法律相談会だが、川崎支部での実施は今年が初めてだった。

本部には6名、川崎支部には2名の相談者が訪れ、本部では林戸孝行会員、中道徹会員、及び村



相談に向けてやる気十分の林戸会員

松雄太会員が、川崎支部では大堀健太郎会員が面談による相談に応じた。

当会ホームページが改訂された影響か、今年度はホームページを見て相談に来たという方が多く、海老名市や茅ヶ崎市といった横浜市外からの相談もあった。相談者の業種も不動産業や建設業から、広告関係、販売業まで多岐にわたった。相談内容は企業の相談にふさわしく、債権回収や債務についての相談が多々占めた。企画に対する相談者の反応は良好で、相談終了後のアンケートにおいては、「無料で気軽に相談できる機会を多く作ってほしい」「多少の費用が発生しても、もう少し時間をかけて相談できたらありがたい」「夜間の時間帯があるとうれしい」といった声があった。

なお、昨年度は相談会と同時に中小企業シンポジウムを開催したが、今年度は準備の関係で、来年2月実施の予定であり、「企業の海外展開」を題材とすることとなっている。(会員 中野 智昭)

人権擁護大会シンポジウム (第2分科会)

強いられたい死のない社会をめざして

「自殺」をなくすために私たちができること

10月4日・5日、第55回人権擁護大会が佐賀市で開催された。4日には

3つのシンポジウムがあり、筆者が実行委員として参加した標記第2分科会

自殺者が14年連続3万人を超え、という異常事態が続く現在、自殺を巡る人権の議論は、自由意思を前提とする「自殺の自由」から、自殺を強いられない「自殺からの自由」に転換されるべきときが来ているのではなからうか。自殺は個人の自由な意思決定や選択によるものではなく、社会的要因によって、心理的に「追い込まれた末の死」「強いられたい死」であり、生きる権利という究極の基本的な人権の侵害である。だからこそまさに弁護士の出番であり、積極的に自殺の防止とその社会的要因の排除に向けての取組が図られるべきであると考える。

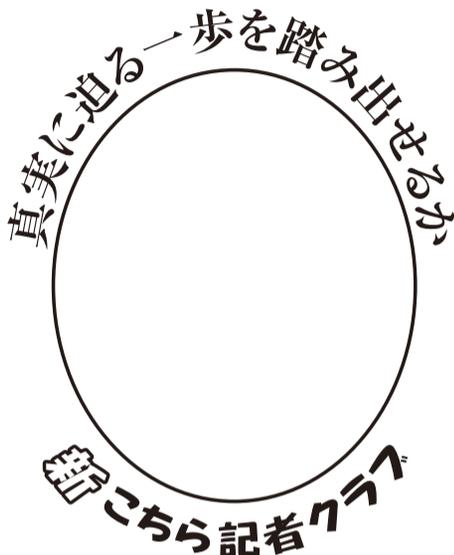
その後、自殺の名所として知られる福井県の東尋坊において自殺防止活動をしている元警察官の茂幸雄氏の特別報告等を経て、最後に、行政・医療・NPO法人等から参加したパネリストによるディスカッションが行われた。その中では、これまでの自殺防止活動を通じて関わった弁護士に対する率直な批判も含め、切実な意見が述べられた。

(会員 小野 通子)

彼女の本音が最後まで分かっていなかった——殺人、死体損壊・遺棄事件で、裁判員を務めた女性が述べた感想は私の抱いたそれと同じだった。

去年10月、平塚市で男性の頭部や手足のない胴体、さらに両脚が相次いで見つかった事件。新米の1年生記者だった私は(今も新米ですが)、

次々に遺体の一部が見つかる凄惨な事件に多くの疑問を抱きながら取材に当たり、事件は約2週間後、被害者の内縁の妻の逮捕に至った。殺害の動機は「病気の苦しみから解放してあげたかった」。それならば、なぜ遺体をバラバラにして捨てる必要があったのか。捜査幹部にこの疑問をぶ



つけても「公判で明らかにする」とあしらわれていただけに今回の裁判では、真実を知りたいと強く思っていた。

公判では絞殺痕や指紋の切取、頭部に洗剤をかけるなど、犯行や身元の発覚を防ぐ画策

が欲しかった。「こんなこと

を聞いて良いのかと逡巡した」と、質問に対する戸惑いがあったことを揃って口にした。傍聴席にいる記者として、その一歩を踏み出して、ぜひ聞いて欲しい。市民感覚の率直な質問が、閉ざされた心から本音を引き出したかもしれないからだ。裁判員制度は開始から3年半を迎え、社会に定着してきたように映るが、もう一歩、真実が見えにくい事件こそ、裁判員の積極的な質問で本音に歩み寄って欲しい。それがこの制度を成熟させる一つのハードルではないだろうか。

(NHK横浜放送局 南井 遼太郎)

理事者室

だより

副会長適齢期

副会長 剣持 京助

長副会長時、53期であり、当会より上下に幅広の期から選出されている会も多い。ちなみに長野県弁護士会などは43期新60期と、当会の会長と一番期の若い副会長以上の期の開きがある。

今期執行部のわれら5名の副会長は、司法修習45期から50期までであるが、当会HPの「歴代正副会長一覧」をみると、過去は、副会長の期が2〜3期ほどしか幅がない年も多い(前期も木村会

は、副会長の期もある程度は分散していたほうがいいとも思える。副会長職は、責任も重いが非常にやりがいもあり、普通に弁護士業務や委員会活動をしているだけでは得られない貴重な経験をさせてもらっており、特に会長候補者から何度も声が掛かるような会員には是非なっていたきたいと思う。

今期執行部は、理事者有償制や会名変更に取り組んでいるが、これらを実現できれば、今後の副会長にとっても執務しやすい環境が整う筈であり、本部支部の区別なく、自分なりの適齢期に副会長をやっていたらと願う次第である。

発言力鍛えます

会員 姜 文江 (53期)

常議員会

私は、今回はじめて常議員を務めている。常議員会で取り扱う議題は弁護士・弁護士会活動全般に及び、賛成・反対意見が激しく議論される...というのはこの欄を読んでも、また、人づてに聞いて予想していたことではあるが、それ以上に諸先輩方の発言に勉強させられている。

先日は、県に隣接する地域に無料法律相談センターを設置しようとする他会に対し、当会が意見を発する件が議題に上げられた。市民の利便性と弁護士の業務対策的な観点、更には弁護士による法律相談がどうあるべきかなど考える要素は多く、会としてのどのような意見を出すべきか悩ましかったが、それ以外にも、そもそも一方的に意見を述べるだけでなく、違う進め方があるのではないかなど色々な角度からの意見が出され、物事の是非だけでなく交渉の仕方など弁護士ならではの解決術を学んだ気がした。

このような議論が毎回あり、自分と異なる意見であってもその内容になるほどと思わせられたり、発言内容だけでなく、発言のタイミング、切り口・視点等も新鮮に感じられることが多く、出席するのが毎回楽しみである。これまで私は、思いつくままに発言しては後悔し...ということが多かつた(最近はそのも活発に議論する機会に接することが少なくなつたように思う)。しかし、事前配布資料だけで議案に対する意見を決めるのではなく、生の議論に接して弁護士会がどう存在するべきか考えながら、この1年で発言する力を鍛えたいと思

っている。

独占禁止法研究会

実務に根ざした研究活動

独占禁止法研究会は、毎月1回、大体第2火曜日の午後6時から開催しており、テーマを決めて、担当者を割り振って発表

と討議を行っている。近年の活動実績を紹介すると、平成22年〜23年にかけて、NBL誌に、下請取引に関する法律諸問題の論文を連載投稿した。

本年3月には、国外の独禁法の運用状況の調査のため、中国の各国家機関や法律事務所を訪問した。訪問後は「中国独占禁止法の現状と課題」横浜弁護士会独占禁止法研究会訪中視察団報告書「」を作成発刊した。

更に個々においても、国や自治体の入札等に関する外部委員に就任するなど、精力的な活動を行っている。昨年に行っていた、取引の種類・業種別ごとの優越的地位濫用行為の調査・分析が終わったため、今後は、独禁法25条関係訴訟を中心に扱って

中国の国家商務部前にて

が、60年代の若手の弁護士も多く参加し、なかなかの盛況であった。講義では、この分野で実績のある大阪弁護士会の辻川圭乃弁護士により、障害のある被疑者・被告人の現状、冤罪・厳罰化が起りやすいこと、それらの人達には必ず被害体験があることや、環境調整の必要性和実践方法などについて、実際の事例

いく予定である。9月に第1回目の発表が清水規廣会員からなされたばかりであるので、これからの入会でも大丈夫である。最後に、独禁法はあまりなじみがない法分野かもしれないが、当研究会においてこのような様々な活動ができていますのは、公正取引委員会出身で桐蔭横浜大学教授(経済法)である鈴木満会員

の存在が大きい。同会員の公取委時代の経験及び大学教授としての学術的意見が当研究会の指針となっている。他の研究会にはない特色と言えるかもしれない。

今後更に多くの会員の入会を期待しているの、興味のある会員に、かかれては、どしどしご参加いただきたい。ご希望の方は私までご連絡を。(会員 田鍋 智之)

強豪名古屋を撃破し 決勝大会5年連続出場決定!

野球部 だより

9月15日、第32回日弁連野球全国大会の決勝大会(開催地宮崎)への出場を賭けた予選が、名古屋市内で行われた。当会野球部横浜マリナーズは、阿部泰典新監督のもと、約70名に及ぶ部員を擁し、5年連続の決勝大会出場を目指し、意気込んで臨んだ。

全国に弁護士会野球部は30チーム以上あるが、決勝大会に出場できるのはわずか8チームである。今年の当チームの予選1回戦相手は富山ローヤーズ、予選決勝戦相手は名古屋ローヤーズと岐阜ロッキーズとの勝者(結果は名古屋の勝利)であった。

富山は、去年、十数年ぶりに再結成されたとのこと。そのため情報も少なく不気味な点もあったが、終わってみれば20対0の圧勝。堀口憲治郎、池本康次の完封リレーに、打線も大当たりで、筆者も3安打を稼がせてもらった。

予選決勝戦の相手名古屋は、平成22年に決勝大会で横浜と優勝を分け合った強豪である。ぴりぴりとした緊張感の中、試合が始まり、お互いが絶対に勝つという気迫に充ちていた。先攻の横浜は、3回表に俊足の新人鈴木貴雄の好走塁で1点を先制し、4回表に更に満塁と攻めた。ところがここで突如、激しい雷雨となり試合が中断。約30分後に止むも、グラウンドは水浸しである。試合を続行させるとの意見と来週再試合だという意見とが対立した。

こちらは先制しており、しかも満塁であり、流れを切りたくない。激しい議論の応酬もあったが、この日監督補佐を拜命していた島崎友樹の交渉手腕により、グラウンド整備の結果次第という話にまとまった。となると、遠征にもかかわらず30名以上集まっていた横浜は人海戦術である。グラウンドに溜まった水をスポンジで吸い取り、トンボ

障害者の刑事弁護 充実へ研修会開催

9月6日、「知的障害のある被疑者・被告人の弁護活動に関する研修会」が、当会会館にて開催された。

これまで、あまりクローズアップされて来なかつた分野の研修であつた。

この分野で実績のある大阪弁護士会の辻川圭乃弁護士により、障害のある被疑者・被告人の現状、冤罪・厳罰化が起りやすいこと、それらの人達には必ず被害体験があることや、環境調整の必要性和実践方法などについて、実際の事例

を設置し、専門弁護士の派遣名簿と支援体制を整備している。当会でも、現在、高齢者・障害者の権利に関する委員会及び刑事弁護センター運営委員会が、同様の専門の担当者名簿の創設を準備している。

本研修会をきっかけとして、多くの会員が高度の専門性を身につけ、熱意を持って障害のある人の弁護に取り組むことになれば、大変意義のあることである。(会員 徳田 暁)

宮崎決勝大会進出を決めて歓喜の部員たち

しい議論の応酬もあったが、この日監督補佐を拜命していた島崎友樹の交渉手腕により、グラウンド整備の結果次第という話にまとまった。となると、遠征にもかかわらず30名以上集まっていた横浜は人海戦術である。グラウンドに溜まった水をスポンジで吸い取り、トンボ

でかき出し、新しい土を入れ、見事グラウンドを再生させた。そして約1時間間の中断後、無事に試合再開となった。その直後、打撃開眼の若井公志の二塁打などにより一挙6点を取り、試合を決めた。投げては畑中隆爾が緩急を駆使して6回まで2

安打無失点に押さえ、最終回は新人元嶋亮に譲り、結果、横浜は7対2で勝利し、見事宮崎への切符を手に入れたのであった。

宮崎での全国大会は11月3日・4日の予定で、8チームによるトーナメント戦で覇権が争われる。(会員 古西 達夫)

編集後記

人権大会の際、佐賀の街を自転車で回ったら、その面白さにはまった。幕末に名君鍋島直正を生んだこの城下町は、大隈重信、副島種臣、江藤新平は言うに及ばず、大木喬任、枝吉神陽、佐野常民、島義勇、相良知安など、様々な分野において進取の気性に富んだ傑物を輩出しており、その

sagacityというのは、英語で賢明・利口という意味があるそう、まさに賢人の都だなどと感じ入った次第である。デスク 畑中 隆爾 記者 吉田 正穂 谷山 哲也 古西 達夫 田丸 明子 三谷 淳 三浦 靖彦

老後までトク!
掛金は全額所得控除で税金もお得。
掛金は自由に設定。

老後からラク!
基本は終身年金。だから一生お受け取り。万が一の時にはご家族に一時金も。

今と未来に確かなメリット

日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス、自分が入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)が加入できる公的な年金制度です

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階
03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp